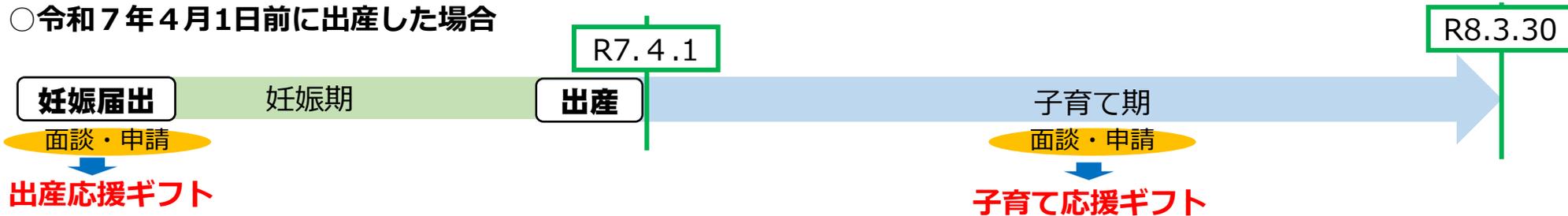


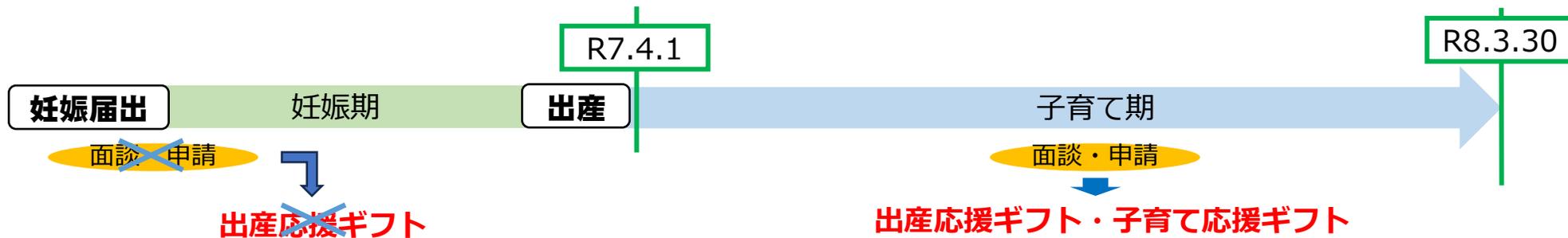
こども家庭庁 出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊婦のための支援給付の支給のパターン①

- 令和7年3月31日以前に出産された方は、「**出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）**」を支給
- 令和7年4月1日以降に出産された方は、「**妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）**」を支給
→妊婦のための支援給付の施行日である令和7年4月1日時点で妊婦であるか否かで「出産・子育て応援給付金」か「妊婦のための支援給付」で支給するか異なる。

○令和7年4月1日前に出産した場合



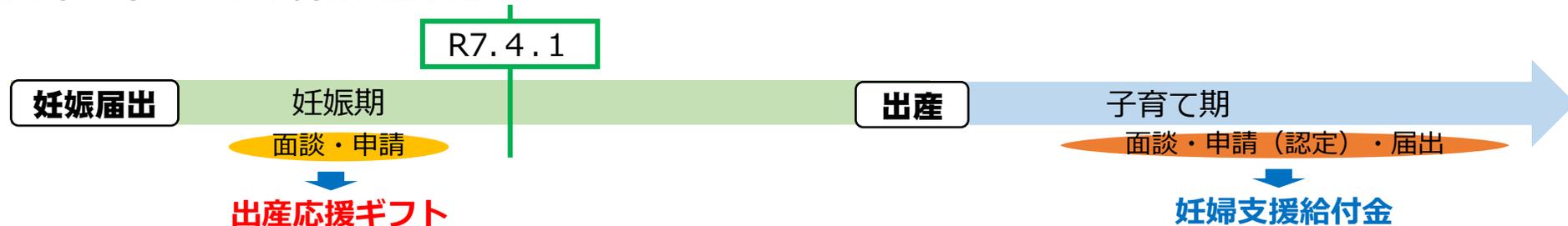
- ・ 令和7年4月1日前に出産した方は妊婦のための支援給付の対象とならないことから、子育て応援ギフトにより支給
- ・ 申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合であっても、申請期限は令和8年3月30日まで



- ・ 災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合において、令和6年度までに出産応援ギフトを支給していない場合には、子育て応援ギフトと併せて出産応援ギフトも支給して差し支えない。

出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊婦のための支援給付の支給のパターン②

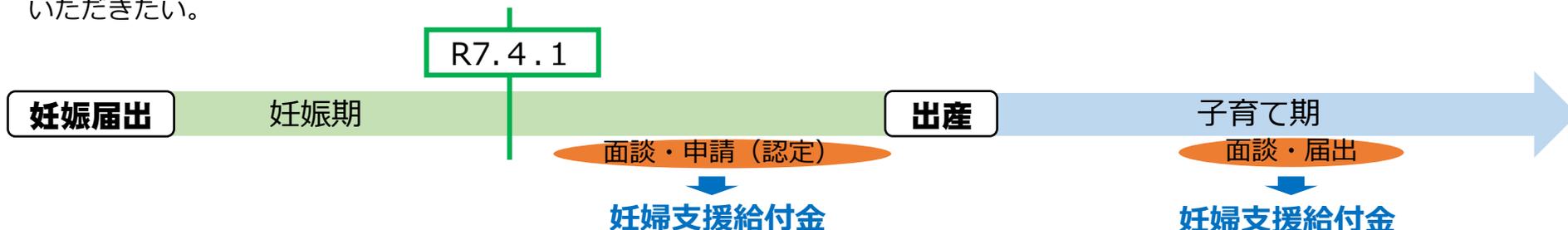
○令和7年4月1日以降に出産した場合



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が4月1日以降に出産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が、4月1日以降に流産・死産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。その際、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートの案内、産後ケア事業・産婦健診や妊娠12週を超えている場合は出産育児一時金等の対象になることの案内など、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をしたが、申請が4月1日以降の場合は、妊婦支援給付金の認定の申請後、妊婦支援給付金で対応。